

現行	改定	摘 要
<h1 data-bbox="368 457 1181 537">1. 土木工事共通仕様書</h1> <p data-bbox="943 621 1249 1814">昭和52年4月1日 昭和55年4月1日一部改定 昭和62年4月1日一部改定 平成6年4月1日一部改定 平成8年7月1日一部改定 平成11年4月1日一部改定 平成13年4月1日一部改定 平成14年9月1日一部改定 平成15年4月1日一部改定 平成15年9月1日一部改定 平成17年10月1日一部改正 平成18年10月1日一部改正 平成19年10月1日一部改正 平成20年1月1日一部改正 平成20年4月1日一部改正 平成21年2月1日一部改正 平成21年10月1日一部改正 平成22年10月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正 平成24年10月1日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年4月1日一部改正 平成27年10月1日一部改正 平成28年10月1日一部改定 平成29年10月1日一部改定 平成30年10月1日一部改定 令和元年10月1日一部改定</p>	<h1 data-bbox="1596 441 2410 520">1. 土木工事共通仕様書</h1> <p data-bbox="2169 600 2475 1839">昭和52年4月1日 昭和55年4月1日一部改定 昭和62年4月1日一部改定 平成 6年4月1日一部改定 平成 8年7月1日一部改定 平成11年4月1日一部改定 平成13年4月1日一部改定 平成14年9月1日一部改定 平成15年4月1日一部改定 平成15年9月1日一部改定 平成17年10月1日一部改正 平成18年10月1日一部改正 平成19年10月1日一部改正 平成20年1月1日一部改正 平成20年4月1日一部改正 平成21年2月1日一部改正 平成21年10月1日一部改正 平成22年10月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正 平成24年10月1日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年4月1日一部改正 平成27年10月1日一部改正 平成28年10月1日一部改定 平成29年10月1日一部改定 平成30年10月1日一部改定 令和元年10月1日一部改定 令和 2年10月1日一部改定</p>	

現行	改定	摘 要
目 次		
第1編 共 通 編 1-1	第1編 共 通 編 1-1	
第1章 総 則 1-1	第1章 総 則 1-1	
第1節 総 則 1-1	第1節 総 則 1-1	
1-1-1-1 適 用 1-1	1-1-1-1 適 用 1-1	
1-1-1-2 用語の定義 1-1	1-1-1-2 用語の定義 1-1	
1-1-1-3 設計図書の照査等 1-5	1-1-1-3 設計図書の照査等 1-5	
1-1-1-4 施工計画書 1-5	1-1-1-4 施工計画書 1-5	
1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録 1-6	1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録 1-6	
1-1-1-6 監督員 1-7	1-1-1-6 監督員 1-7	
1-1-1-7 工事用地等の使用 1-7	1-1-1-7 工事用地等の使用 1-7	
1-1-1-8 工事着手 1-7	1-1-1-8 工事着手 1-7	
1-1-1-9 工事の下請負 1-7	1-1-1-9 工事の下請負 1-7	
1-1-1-10 施工体制台帳 1-8	1-1-1-10 施工体制台帳 1-8	
1-1-1-11 受注者相互の協力 1-8	1-1-1-11 受注者相互の協力 1-9	
1-1-1-12 調査・試験に対する協力 1-9	1-1-1-12 調査・試験に対する協力 1-9	
1-1-1-13 工事の一時中止 1-10	1-1-1-13 工事の一時中止 1-10	
1-1-1-14 設計図書の変更 1-10	1-1-1-14 設計図書の変更 1-10	
1-1-1-15 工期変更 1-10	1-1-1-15 工期変更 1-10	
1-1-1-16 支給材料及び貸与物件 1-11	1-1-1-16 支給材料及び貸与物件 1-11	
1-1-1-17 工事現場発生品 1-12	1-1-1-17 工事現場発生品 1-12	
1-1-1-18 建設副産物 1-12	1-1-1-18 建設副産物 1-12	
1-1-1-19 工事完成図 1-13	1-1-1-19 工事完成図 1-13	
1-1-1-20 工事完成検査 1-13	1-1-1-20 工事完成検査 1-13	
1-1-1-21 出来型検査・部分検査 1-14	1-1-1-21 出来型検査・部分検査 1-14	
1-1-1-22 部分使用 1-14	1-1-1-22 部分使用 1-14	
1-1-1-23 施工管理 1-14	1-1-1-23 施工管理 1-14	
1-1-1-24 履行報告 1-16	1-1-1-24 履行報告 1-16	
1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求 1-16	1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求 1-16	
1-1-1-26 工事中の安全確保 1-16	1-1-1-26 工事中の安全確保 1-16	
1-1-1-27 爆発及び火災の防止 1-18	1-1-1-27 爆発及び火災の防止 1-18	

現行	改定	摘 要
2-2-7-1 一般事項 1-93	2-2-7-1 一般事項 1-93	
2-2-7-2 セメントコンクリート製品 1-93	2-2-7-2 セメントコンクリート製品 1-93	
第8節 瀝青材料 1-94	第8節 瀝青材料 1-94	
2-2-8-1 一般瀝青材料 1-94	2-2-8-1 一般瀝青材料 1-94	
2-2-8-2 その他の瀝青材料 1-96	2-2-8-2 その他の瀝青材料 1-96	
2-2-8-3 再生用添加剤 1-97	2-2-8-3 再生用添加剤 1-97	
第9節 芝及びそだ 1-98	第9節 芝及びそだ 1-98	
2-2-9-1 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝） 1-98	2-2-9-1 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝） 1-98	
2-2-9-2 そ だ 1-98	2-2-9-2 そ だ 1-98	
第10節 目地材料 1-98	第10節 目地材料 1-98	
2-2-10-1 注入目地材 1-98	2-2-10-1 注入目地材 1-98	
2-2-10-2 目地板 1-98	2-2-10-2 目地板 1-98	
第11節 塗 料 1-98	第11節 塗 料 1-98	
2-2-11-1 一般事項 1-98	2-2-11-1 一般事項 1-98	
第12節 道路標識及び区画線 1-99	第12節 道路標識及び区画線 1-99	
2-2-12-1 道路標識 1-99	2-2-12-1 道路標識 1-99	
2-2-12-2 区画線 1-100	2-2-12-2 区画線 1-100	
第13節 その他 1-100	第13節 その他 1-100	
2-2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤 1-100	2-2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤 1-100	
2-2-13-2 合成樹脂製品 1-100	2-2-13-2 合成樹脂製品 1-101	
第3編 土木工事共通編 1-102	第3編 土木工事共通編 1-102	
第1章 総 則 1-102	第1章 総 則 1-102	
第1節 総 則 1-102	第1節 総 則 1-102	
3-1-1-1 用語の定義 1-102	3-1-1-1 用語の定義 1-102	
3-1-1-2 請負代金内訳書 1-102	3-1-1-2 請負代金内訳書 1-102	
3-1-1-3 工程表 1-102	3-1-1-3 工程表 1-102	
3-1-1-4 現場技術員 1-102	3-1-1-4 現場技術員 1-102	
3-1-1-5 支給材料及び貸与品 1-102	3-1-1-5 支給材料及び貸与品 1-102	
3-1-1-6 監督員による確認及び立会等 1-103	3-1-1-6 監督員による確認及び立会等 1-103	
3-1-1-7 数量の算出 1-107	3-1-1-7 数量の算出 1-107	
3-1-1-8 品質証明 1-107	3-1-1-8 品質証明 1-107	
3-1-1-9 工事完成図書の納品 1-107	3-1-1-9 工事完成図書の納品 1-107	
3-1-1-10 工事中の安全確保 1-108	3-1-1-10 工事中の安全確保 1-108	
3-1-1-11 交通安全管理 1-108	3-1-1-11 交通安全管理 1-108	
3-1-1-12 工事測量 1-109	3-1-1-12 工事測量 1-109	

現行	改定	摘 要
第11節 道路植栽工 1-413	第11節 道路植栽工 1-413	
7-2-11-1 一般事項 1-413	7-2-11-1 一般事項 1-413	
7-2-11-2 材料 1-413	7-2-11-2 材料 1-413	
7-2-11-3 道路植栽工 1-414	7-2-11-3 道路植栽工 1-414	
第12節 道路付属施設工 1-416	第12節 道路付属施設工 1-416	
7-2-12-1 一般事項 1-416	7-2-12-1 一般事項 1-416	
7-2-12-2 材 料 1-417	7-2-12-2 材 料 1-417	
7-2-12-3 境界工 1-417	7-2-12-3 境界工 1-417	
7-2-12-4 道路付属物工 1-417	7-2-12-4 道路付属物工 1-417	
7-2-12-5 ケーブル配管工 1-417	7-2-12-5 ケーブル配管工 1-417	
7-2-12-6 照明工 1-417	7-2-12-6 照明工 1-417	
第13節 橋梁付属物工 1-417	第13節 橋梁付属物工 1-418	
7-2-13-1 一般事項 1-417	7-2-13-1 一般事項 1-418	
7-2-13-2 伸縮装置工 1-418	7-2-13-2 伸縮装置工 1-418	
第3章 橋梁下部 1-419	第3章 橋梁下部 1-419	
第1節 適 用 1-419	第1節 適 用 1-419	
第2節 適用すべき諸基準 1-419	第2節 適用すべき諸基準 1-419	
第3節 工場製作工 1-420	第3節 工場製作工 1-420	
7-3-3-1 一般事項 1-420	7-3-3-1 一般事項 1-420	
7-3-3-2 刃口金物製作工 1-420	7-3-3-2 刃口金物製作工 1-420	
7-3-3-3 鋼製橋脚製作工 1-421	7-3-3-3 鋼製橋脚製作工 1-421	
7-3-3-4 アンカーフレーム製作工 1-421	7-3-3-4 アンカーフレーム製作工 1-421	
7-3-3-5 工場塗装工 1-421	7-3-3-5 工場塗装工 1-421	
第4節 工場製品輸送工 1-421	第4節 工場製品輸送工 1-421	
7-3-4-1 一般事項 1-421	7-3-4-1 一般事項 1-421	
7-3-4-2 輸送工 1-421	7-3-4-2 輸送工 1-421	
第5節 軽量盛土工 1-421	第5節 軽量盛土工 1-421	
7-3-5-1 一般事項 1-421	7-3-5-1 一般事項 1-421	
7-3-5-2 軽量盛土 1-421	7-3-5-2 軽量盛土 1-421	
第6節 橋台工 1-421	第6節 橋台工 1-421	
7-3-6-1 一般事項 1-421	7-3-6-1 一般事項 1-421	
7-3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-421	7-3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1-421	
7-3-6-3 既製杭工 1-421	7-3-6-3 既製杭工 1-421	
7-3-6-4 場所打杭工 1-421	7-3-6-4 場所打杭工 1-421	
7-3-6-5 深礎工 1-422	7-3-6-5 深礎工 1-422	
7-3-6-6 オープンケーソン基礎工 1-422	7-3-6-6 オープンケーソン基礎工 1-422	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">第1編 共通編 第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>22. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>38. 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p>39. 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>40. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう</p> <p>41. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p>42. 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>43. SI SIとは、国際単位系をいう。</p> <p>44. 現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p>45. JIS規格 JIS規格とは、日本工業規格をいう。</p> <p>1-1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事請負金額が1,000万円以上の工事については、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、工事請負金額が1,000万円未満の工事であっても、監督員が指示する場合は、提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-8 工事着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編 第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>22. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った電子書類については、署名または押印がなくても有効とする。</p> <p>38. 準備期間 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</p> <p>39. 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p>40. 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>41. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう</p> <p>42. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p>43. 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>44. SI SIとは、国際単位系をいう。</p> <p>45. 現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p>46. JIS規格 JIS規格とは、日本産業規格をいう。</p> <p>1-1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事請負金額が1,000万円以上の工事については、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、工事請負金額が1,000万円未満の工事であっても、監督員が指示する場合は、提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-8 工事着手 受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない</p>	

現行	改定	摘 要
<p>1-1-1-9 工事の下請負</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p> <p>1-1-1-10 施工体制台帳</p> <p>3. 名札等の着用</p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。</p> <div data-bbox="457 877 1101 1203" data-label="Image"> </div> <p>1-1-1-23 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和元年5月28日付け 国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p>	<p>1-1-1-9 工事の下請負</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</p> <p>1-1-1-10 施工体制台帳</p> <p>3. 名札等の着用</p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。なお、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）</p> <div data-bbox="1694 877 2338 1220" data-label="Image"> </div> <p>1-1-1-23 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p>	

現行	改定	摘 要
<p>6. 労働環境の改善 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>1-1-1-26 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>1-1-1-30 環境対策 5. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	<p>6. 労働環境等の改善 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>1-1-1-26 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>1-1-1-30 環境対策 5. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改訂経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	

現行	改定	摘 要
<p>1-1-1-32 交通安全管理</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事交通保安施設設置基準（山梨県県土整備部、平成28年4月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>10. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成30年1月4日改正 政令第1号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成30年6月改正 法律第41号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>1-1-1-32 交通安全管理</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正 内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事交通保安施設設置基準（山梨県県土整備部、平成28年4月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>10. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正 政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	

現行	改定	摘要
<p style="text-align: center;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>1-3-3-2 工場の選定</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。</p> <p>(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>第5節 運搬・打設</p> <p>1-3-5-4 打設</p> <p>2. 適用気温</p> <p>受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第8節暑中コンクリート、9節寒中コンクリートの規定による。</p> <p>第6節 鉄筋工</p> <p>1-3-6-5 継手</p> <p>2. 重ね継手</p> <p>受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。</p> <p>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改定版】H15.11 土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>1-3-3-2 工場の選定</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。</p> <p>(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>第5節 運搬・打設</p> <p>1-3-5-4 打設</p> <p>2. 適用気温</p> <p>受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第8節暑中コンクリート、第9節寒中コンクリートの規定による。</p> <p>第6節 鉄筋工</p> <p>1-3-6-5 継手</p> <p>2. 重ね継手</p> <p>受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。</p> <p>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改定版】」（土木学会、平成15年11月）によりコンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p>	

現行	改定	摘 要																																																															
<p style="text-align: center;">第2編 材 料 編</p> <p style="text-align: center;">第1章 一般事項</p> <p>第2節 工事材料の品質</p> <p>6. 海外の建設資材の品質証明 表2-2-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材</p> <p style="text-align: center;">第2章 土木工事材料</p> <p>2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用） 表2-2-9 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1" data-bbox="231 814 1323 1077"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 C B R %</th> <th>一軸圧縮 強 さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/l</th> <th>呈 色 判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>-</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 セメント及び混和材料</p> <p>2-2-6-1 一般事項</p> <p>7. 異常な混和剤使用時の注意 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p> <p>9. 異常な混和材使用時の注意 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p>	呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	MS	80以上	-	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	CS	30以上	-	-	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	<p style="text-align: center;">第2編 材 料 編</p> <p style="text-align: center;">第1章 一般事項</p> <p>第2節 工事材料の品質</p> <p>6. 海外の建設資材の品質証明 表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材</p> <p style="text-align: center;">第2章 土木工事材料</p> <p>2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用） 表2-2-9 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1" data-bbox="1457 814 2549 1129"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 C B R %</th> <th>一軸圧縮 強 さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/l</th> <th>呈 色 判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>-</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>試験法</td> <td>E001</td> <td>E003</td> <td>A023</td> <td>E002</td> <td>E004</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 セメント及び混和材料</p> <p>2-2-6-1 一般事項</p> <p>7. 異常な混和剤使用時の注意 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。</p> <p>9. 異常な混和材使用時の注意 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。</p>	呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	MS	80以上	-	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上	CS	30以上	-	-	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上	試験法	E001	E003	A023	E002	E004	-	
呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間																																																											
MS	80以上	-	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																											
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																											
CS	30以上	-	-	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																											
呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間																																																											
MS	80以上	-	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上																																																											
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上																																																											
CS	30以上	-	-	呈色なし	1.0以下	6ヶ月以上																																																											
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	-																																																											

現行	改定	摘要																																																																																																														
<p>第8節 瀝青材料</p> <p>2-2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正 政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。</p> <p>第12節 道路標識及び区画線</p> <p>2-2-12-1 道路標識</p> <p>(2) 支柱</p> <p>JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差） JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）</p> <p>(4) 反射シート</p> <p>表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="371 1087 1187 1438"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	<p>第8節 瀝青材料</p> <p>2-2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正 政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。</p> <p>第12節 道路標識及び区画線</p> <p>2-2-12-1 道路標識</p> <p>(2) 支柱</p> <p>JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差） JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材） JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材） JIS G 3136（建築構造用圧延鋼材）</p> <p>(4) 反射シート</p> <p>表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="1596 1087 2412 1570"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																										
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																										
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																										
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																										
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																										
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																										
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																										
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																										
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																										
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																										
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																										
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																										
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																										
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																										
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																										
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																										
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																										

現行

表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	67	14	8.0	12
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6
	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3

改定

表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	57	14	7.0	11
	40°	95	54	13	7.0	11
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

摘要

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-10 工事中の安全確保

1. 適用規定

土木工事にあつては、第1編の1-1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

第2章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)
 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成28年3月)
 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-10 工事中の安全確保

1. 適用規定

土木工事にあつては、第1編の1-1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

第2章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)
 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成31年3月)
 国土交通省 道路標識設置基準・同解説 (令和元年10月)

現行	改定	摘要
<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-2-3-6 小型標識工</p> <p>3. 標示板基板の表面状態</p> <p>受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>5. 反射シートの貼付け方式</p> <p>受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。</p> <p>8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ</p> <p>受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm程度重ね合わせなければならない。</p> <p>15. 溶融亜鉛めっきの基準</p> <p>受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450 g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手</p> <p>既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。</p> <p>(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-14の許容値を満足するように施工しなければならない。</p> <p>なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。</p>	<p>第3節 共通の工種</p> <p>3-2-3-6 小型標識工</p> <p>3. 標示板基板の表面状態</p> <p>受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>5. 反射シートの貼付け方式</p> <p>受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。</p> <p>8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ</p> <p>受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。</p> <p>15. 溶融亜鉛めっきの基準</p> <p>受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450 g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手</p> <p>既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。</p> <p>(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-14の許容値を満足するように施工しなければならない。</p> <p>なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。</p>	

現行	改定	摘 要																								
<p style="text-align: center;">表3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" data-bbox="284 281 1273 627"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え1524mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11. 鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。</p> <p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-2 材料</p> <p>4. 試験練り 受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。</p> <p>3-2-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない</p> <p>(2) 受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p>	外 径	許容量	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<p style="text-align: center;">表3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" data-bbox="1457 281 2445 627"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え2000mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11. 鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。</p> <p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-2 材料</p> <p>4. 試験練り 受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。</p> <p>3-2-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない</p> <p>(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p>	外 径	許容量	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	
外 径	許容量	摘 要																								
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
外 径	許容量	摘 要																								
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								

現行	改定	摘 要
<p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会・平成19年6月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第10節 仮設工</p> <p>3-2-10-5 土留・仮締切工</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準（案）の規定による。</p> <p>第12節 工場製作工（共通）</p> <p>3-2-12-3 桁製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>製作加工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 原 寸</p> <p>① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。</p> <p>② 受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会・平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第10節 仮設工</p> <p>3-2-10-5 土留・仮締切工</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成22年6月）の規定による。</p> <p>第12節 工場製作工（共通）</p> <p>3-2-12-3 桁製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>製作加工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 原 寸</p> <p>① 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p> <p>② 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督員の承諾を得なければならない。</p>	

現行	改定	摘 要																																
<p style="text-align: center;">第4編 河川編</p> <p style="text-align: center;">第1章 築堤・護岸</p> <p>第7節 法覆護岸工</p> <p style="text-align: center;">表4-1-4 止水材の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="231 512 1323 846"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>(ml/sec) /(1.8m²)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm² (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準 (案) 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (平成22年4月)</p> <p style="text-align: center;">第4章 水 門</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p> <p>第9節 鋼管理橋上部工</p> <p>4-4-9-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)</p> <p>4-4-14-6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) /(1.8m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。	<p style="text-align: center;">第4編 河川編</p> <p style="text-align: center;">第1章 築堤・護岸</p> <p>第7節 法覆護岸工</p> <p style="text-align: center;">表4-1-4 止水材の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="1457 512 2549 846"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>(ml/sec) /(1.8m²)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm² (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和元年7月) 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和2年3月)</p> <p style="text-align: center;">第4章 水 門</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>第9節 鋼管理橋上部工</p> <p>4-4-9-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)</p> <p>4-4-14-6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) /(1.8m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。	
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																															
漏水量	(ml/sec) /(1.8m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による																															
引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																															
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																															
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																															
漏水量	(ml/sec) /(1.8m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による																															
引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																															
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																															

現行	改定	摘 要
<p>第15節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）</p> <p>4-4-15-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第18節 舗装工</p> <p>4-4-18-1 一般事項</p> <p>2. 舗装工 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 堰</p> <p>第1節 適 用</p> <p>5. 適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、平成29年3月）の規定による。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>第6節 可動堰本体工</p> <p>4-5-6-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工（国土交通省、平成28年3月）」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第7節 固定堰本体工</p> <p>4-5-7-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工（国土交通省、平成28年3月）」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第15節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）</p> <p>4-4-15-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第18節 舗装工</p> <p>4-4-18-1 一般事項</p> <p>2. 舗装工 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年2月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 堰</p> <p>第1節 適 用</p> <p>5. 適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）</p> <p>第6節 可動堰本体工</p> <p>4-5-6-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工（国土交通省、平成28年3月）」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第7節 固定堰本体工</p> <p>4-5-7-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工（国土交通省、平成28年3月）」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	

現行	改定	摘 要
<p>第8節 魚道工 4-5-8-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工（国土交通省、平成28年3月）」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第10節 鋼管理橋上部工 4-5-10-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない</p> <p>第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋） 4-5-15-6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第16節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋） 4-5-16-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第17節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋） 4-5-17-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない</p>	<p>第8節 魚道工 4-5-8-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工（国土交通省、平成28年3月）」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第10節 鋼管理橋上部工 4-5-10-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない</p> <p>第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋） 4-5-15-6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第16節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋） 4-5-16-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第17節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋） 4-5-17-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない</p>	
<p>第7章 床止め・床固め</p> <p>第6節 山留擁壁工 4-7-6-3 コンクリート擁壁工</p> <p>1. 一般事項 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。</p>	<p>第7章 床止め・床固め</p> <p>第6節 山留擁壁工 4-7-6-3 コンクリート擁壁工</p> <p>1. 一般事項 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。</p>	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">第8章 河川維持</p> <p>第4節 除草工</p> <p>4-8-4-2 堤防除草工</p> <p>1. 草刈りの範囲 受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。</p> <p>2. 刈残し 受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。</p> <p>4. 自走式除草機械 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p> <p>第6節 構造物補修工</p> <p>4-8-6-2 材 料 クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5編 砂 防 編</p> <p style="text-align: center;">第3章 斜面对策</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)</p> <p style="text-align: center;">第6編 ダ ム 編</p> <p style="text-align: center;">第1章 コンクリートダム</p> <p>第3節 掘削工</p> <p>6-2-3-3 過掘の処理</p> <p>1. 一般事項 受注者は、過掘のない様に施工しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 河川維持</p> <p>第4節 除草工</p> <p>4-8-4-2 堤防除草工</p> <p>1. 草刈りの範囲 受注者は、兼用道路区間について、のり肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。</p> <p>2. 刈残し 受注者は、補助刈り (機械除草に係わる人力による除草) 等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。</p> <p>4. 自走式除草機械 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p> <p>第6節 構造物補修工</p> <p>4-8-6-2 材 料 クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5編 砂 防 編</p> <p style="text-align: center;">第3章 斜面对策</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)</p> <p style="text-align: center;">第6編 ダ ム 編</p> <p style="text-align: center;">第1章 コンクリートダム</p> <p>第3節 掘削工</p> <p>6-2-3-3 過掘の処理</p> <p>1. 一般事項 受注者は、過掘のないように施工しなければならない。</p>	

現行	改定	摘要
<p style="text-align: center;">第7編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第1章 道路改良</p> <p>第9節 カルバート工</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 舗装</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)</p> <p>第4節 舗装工</p> <p>7-2-4-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定</p> <p>受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第9節 標識工</p> <p>7-2-9-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、平成25年2月）による。これにより難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>7-2-9-2 材料</p> <p>4. リブの取付</p> <p>受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第7編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第1章 道路改良</p> <p>第9節 カルバート工</p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)に従い行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 舗装</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成31年6月) 国土交通省 道路標識設置基準・同解説 (令和元年10月)</p> <p>第4節 舗装工</p> <p>7-2-4-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定</p> <p>受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第9節 標識工</p> <p>7-2-9-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>7-2-9-2 材料</p> <p>4. 補強材の取付</p> <p>受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。</p>	

現行	改定	摘 要
<p>6. 文字・記号等</p> <p>受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 橋梁下部</p> <p>第1節 適 用</p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p> <p>第6節 橋台工</p> <p>7-3-6-8 橋台躯体工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 鋼製橋脚工</p> <p>7-3-8-9 橋脚フーチング工</p> <p>6. フーチングの箱抜き施工</p> <p>受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 鋼橋上部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>6. 文字・記号等</p> <p>受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省 令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 橋梁下部</p> <p>第1節 適 用</p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）に従い行わなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>第6節 橋台工</p> <p>7-3-6-8 橋台躯体工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 鋼製橋脚工</p> <p>7-3-8-9 橋脚フーチング工</p> <p>6. フーチングの箱抜き施工</p> <p>受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 鋼橋上部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	

現行	改定	摘 要
<p>第5節 鋼橋架設工</p> <p>7-4-5-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 コンクリート橋上部</p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施工指針 (平成9年7月)</p> <p>第5節 PC橋工</p> <p>7-5-5-6 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>7-5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)</p> <p>2. リリース(応力解放)の施工</p> <p>リリース(応力解放)の施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。</p> <p>なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p>	<p>第5節 鋼橋架設工</p> <p>7-4-5-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 コンクリート橋上部</p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) 国土技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針 (平成30年8月)</p> <p>第5節 PC橋工</p> <p>7-5-5-6 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>7-5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)</p> <p>2. リリース(応力解放)の施工</p> <p>リリース(応力解放)の施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認する。</p> <p>なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p>	

現行	改定	摘 要
<p>7-5-6-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第 5 章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第7節 PCホロースラブ橋工 7-5-7-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 RCホロースラブ橋工 7-5-8-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第10節 PC箱桁橋工 7-5-10-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第11節 PC片持箱桁橋工 7-5-11-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>7-5-6-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第 6 章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第7節 PCホロースラブ橋工 7-5-7-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 RCホロースラブ橋工 7-5-8-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第10節 PC箱桁橋工 7-5-10-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第11節 PC片持箱桁橋工 7-5-11-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">第6章 トンネル (N A T M)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月) 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月)</p> <p style="text-align: center;">第7章 コンクリートシェッド</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 トンネル (N A T M)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月) 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月)</p> <p style="text-align: center;">第7章 コンクリートシェッド</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	

現行	改定	摘 要
<p>第4節 プレキャストシェッド上部工 7-7-4-3 架設工</p> <p>2. 適用規定 (2) 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第8章 鋼製シェッド</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p> <p>第5節 鋼製シェッド下部工 7-8-5-6 受台工</p> <p>5. 支承部の箱抜き施工 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第14章 道路維持</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p> <p>第4節 舗装工 7-14-4-7 路上再生工</p> <p>(2) 添加材料の使用量</p> <p>② 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p> <p>(3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第4節 プレキャストシェッド上部工 7-7-4-3 架設工</p> <p>2. 適用規定 (2) 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第8章 鋼製シェッド</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>第5節 鋼製シェッド下部工 7-8-5-6 受台工</p> <p>5. 支承部の箱抜き施工 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第14章 道路維持</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>第4節 舗装工 7-14-4-7 路上再生工</p> <p>(2) 添加材料の使用量</p> <p>② 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3再生路盤材料に関する試験」(日本道路協会、平成31年3月)に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p> <p>(3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p>	

現行	改定	摘 要
<p>2. 路上表層再生工</p> <p>(4) 基準密度 受注者は、「路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理」（日本道路協会、昭和62年1月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め施工前に基準密度について監督員の承諾を得なければならない</p> <p>第7節 標識工</p> <p>7-14-7-2 材 料</p> <p>4. 標示板 受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p> <p>6. 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第15章 雪 寒</p> <p>第3節 除雪工</p> <p>7-15-3-6 歩道除雪工</p> <p>2. 適用規定 受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。</p> <p style="text-align: center;">第16章 道路修繕</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p> <p>第9節 標識工</p> <p>7-16-9-2 材 料</p> <p>6. 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2. 路上表層再生工</p> <p>(4) 基準密度 受注者は、「路上表層再生工法技術指針（案）7-3-2品質管理」（日本道路協会昭和62年1月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督員の承諾を得なければならない</p> <p>第7節 標識工</p> <p>7-14-7-2 材 料</p> <p>4. 標示板 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。</p> <p>6. 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省 令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第15章 雪 寒</p> <p>第3節 除雪工</p> <p>7-15-3-6 歩道除雪工</p> <p>2. 適用規定 受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」（建設省、昭和63年10月）を参考とする。</p> <p style="text-align: center;">第16章 道路修繕</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>第9節 標識工</p> <p>7-16-9-2 材 料</p> <p>6. 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省 令和元年10月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">第8編 公園緑地編</p> <p style="text-align: center;">第1章 基盤整備</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成28年度版) (平成28年6月) 日本道路協会 道路土工一施工指針 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年度版) (平成24年3月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成11年12月)</p> <p>第5節 植栽基盤工</p> <p>8-1-5-1 一般事項</p> <p>3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は、工事着手前に、設計図書に関して監督員と協議のうえ、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。</p> <p>8-1-5-2 材料</p> <p>(3) 有機質土壌改良材(針葉樹皮改良材)については、針葉樹皮の樹皮が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良材としたもので、有害物が混入していないものとする。</p> <p>第8節 擁壁工</p> <p>8-1-8-8 石積工</p> <p>5. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、伸縮目地の施工については、設計図書に示された位置に施工し、修景的配慮をしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長20m以内に1箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所または、石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、水抜管の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、3㎡以内に1箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所の処理方法については、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第8編 公園緑地編</p> <p style="text-align: center;">第1章 基盤整備</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年度版) (令和元年7月) (削除) 日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年度版) (平成24年7月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>第5節 植栽基盤工</p> <p>8-1-5-1 一般事項</p> <p>3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は、工事着手前に、設計図書に関して監督員と協議のうえ、pH、有害物質、硬度の試験を必要に応じて行わなければならない。</p> <p>8-1-5-2 材料</p> <p>(3) 有機質土壌改良材(針葉樹皮改良材)については、針葉樹の樹皮が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良材としたもので、有害物が混入していないものとする。</p> <p>第8節 擁壁工</p> <p>8-1-8-8 石積工</p> <p>5. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、伸縮目地の施工については、設計図書に示された位置に施工し、修景的配慮をしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長10m程度に1箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所または、石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、水抜管の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、3㎡以内に1箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所の処理方法については、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	

現行	改定	摘 要																
<p style="text-align: center;">第2章 植 栽</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年度版)</td> <td>(平成28年 6月)</td> </tr> <tr> <td>日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説</td> <td>(平成21年 2月)</td> </tr> <tr> <td>建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針</td> <td>(平成 7年 9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説</td> <td>(平成28年3月)</td> </tr> </table> <p>第3節 植栽工</p> <p>8-2-3-3 高木植栽工</p> <p>2. 樹木の植付けについては、以下の各号の規定による。</p> <p>(8) 受注者は、樹木植付け後、直ちに控え木支柱を取付けることが困難な場合は、仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。</p>	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年度版)	(平成28年 6月)	日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	(平成21年 2月)	建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成 7年 9月)	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)	<p style="text-align: center;">第2章 植 栽</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年度版)</td> <td>(令和元年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説</td> <td>(平成21年 2月)</td> </tr> <tr> <td>建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針</td> <td>(平成 7年 9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説</td> <td>(平成28年3月)</td> </tr> </table> <p>第3節 植栽工</p> <p>8-2-3-3 高木植栽工</p> <p>2. 樹木の植付けについては、以下の各号の規定による。</p> <p>(8) 受注者は、樹木植付け後、直ちに支柱を取付けることが困難な場合は、仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。</p>	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年度版)	(令和元年7月)	日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	(平成21年 2月)	建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成 7年 9月)	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)	
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年度版)	(平成28年 6月)																	
日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	(平成21年 2月)																	
建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成 7年 9月)																	
日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)																	
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年度版)	(令和元年7月)																	
日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	(平成21年 2月)																	
建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成 7年 9月)																	
日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)																	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">第3章 施設整備</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月)</p> <p>国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】 (平成24年3月)</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年度版) (平成28年6月)</p> <p>日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説 (平成20年2月)</p> <p>国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計ガイドライン (案) (改訂版) (平成27年9月)</p> <p>国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版) (平成26年6月)</p> <p>国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設) (平成26年6月)</p> <p>日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S-:2014 (平成26年6月)</p> <p>文部科学省 プールの安全標準指針 (平成19年3月)</p> <p>国土交通省 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2009版 (平成21年10月)</p> <p>日本電気協会 内線規程 (平成28年10月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一施工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一排水工指針 (昭和62年6月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成22年1月)</p> <p>インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成19年3月)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 施設整備</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月)</p> <p>国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】 (平成24年3月)</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年度版) (令和元年7月)</p> <p>日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり改訂版 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (改訂版) の解説 (平成29年3月)</p> <p>国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン (改訂第2版) (平成29年9月)</p> <p>国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版) (平成26年6月)</p> <p>国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設) (平成26年6月)</p> <p>日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S-:2014 (平成26年6月)</p> <p>文部科学省 プールの安全標準指針 (平成19年3月)</p> <p>国土交通省 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2019版 (令和元年9月)</p> <p>日本電気協会 内線規程 (平成28年10月)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>日本道路協会 道路土工一排水工指針 (昭和62年6月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成22年1月)</p> <p>インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成19年3月)</p>	

現行	改定	摘 要
<p>日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年度版) (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)</p> <p>日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)</p> <p>国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)と^{その}解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)</p> <p>建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月)</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成4年11月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成19年1月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (昭和49年10月)</p> <p>土木学会 舗装標準示方書 (平成27年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月)</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)</p> <p>建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年6月)</p>	<p>日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年度版) (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年版) (平成31年4月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)</p> <p>日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)</p> <p>国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)と^{その}解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)</p> <p>建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月)</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成4年11月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成19年1月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (昭和49年10月)</p> <p>土木学会 舗装標準示方書 (平成27年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成30年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月)</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)</p> <p>建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年6月)</p>	
<p>第9節 遊戯施設整備工</p> <p>8-3-9-2 材料</p> <p>2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本^{工業}規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。</p>	<p>第9節 遊戯施設整備工</p> <p>8-3-9-2 材料</p> <p>2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本^{産業}規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。</p>	

現行	改定	摘要																																																																																
<p style="text-align: center;">第4章 グラウンド・コート整備</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成 28 年度版)</td> <td>(平成 28 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工要綱</td> <td>(平成 21 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説</td> <td>(平成 4 年 12 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工-施工指針</td> <td>(平成 21 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工-擁壁工指針</td> <td>(平成 24 年 7 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工-カルバート工指針</td> <td>(平成 22 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針</td> <td>(平成 11 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年度版)</td> <td>(平成 22 年 11 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成 19 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装施工便覧</td> <td>(平成 18 年 2 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成 8 年度版)</td> <td>(平成 8 年 10 月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編)</td> <td>(平成 25 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)</td> <td>(平成 25 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針</td> <td>(平成 24 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について</td> <td>(平成 14 年 7 月 31 日)</td> </tr> <tr> <td>建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について</td> <td>(昭和 61 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第 2 巻</td> <td>(平成 12 年 9 月)</td> </tr> <tr> <td>日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成 29 年改訂版</td> <td>(平成 29 年 5 月)</td> </tr> <tr> <td>日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル</td> <td>(平成 7 年 11 月)</td> </tr> <tr> <td>日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第 2 版 (平成 26 年 1 月)</td> <td></td> </tr> </table>	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成 28 年度版)	(平成 28 年 6 月)	日本道路協会 道路土工要綱	(平成 21 年 6 月)	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説	(平成 4 年 12 月)	日本道路協会 道路土工-施工指針	(平成 21 年 6 月)	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針	(平成 24 年 7 月)	日本道路協会 道路土工-カルバート工指針	(平成 22 年 3 月)	日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年度版)	(平成 22 年 11 月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成 19 年 6 月)	日本道路協会 舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)	日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成 8 年度版)	(平成 8 年 10 月)	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編)	(平成 25 年 3 月)	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)	(平成 25 年 3 月)	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針	(平成 24 年 6 月)	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成 14 年 7 月 31 日)	建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和 61 年 6 月)	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第 2 巻	(平成 12 年 9 月)	日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成 29 年改訂版	(平成 29 年 5 月)	日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル	(平成 7 年 11 月)	日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第 2 版 (平成 26 年 1 月)		<p style="text-align: center;">第4章 グラウンド・コート整備</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年度版)</td> <td>(令和元年 7 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工要綱</td> <td>(平成 21 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説</td> <td>(平成 4 年 12 月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工-擁壁工指針</td> <td>(平成 24 年 7 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工-カルバート工指針</td> <td>(平成 22 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針</td> <td>(平成 11 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年度版)</td> <td>(平成 22 年 11 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成 19 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装施工便覧</td> <td>(平成 18 年 2 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成 8 年度版)</td> <td>(平成 8 年 10 月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編)</td> <td>(平成 30 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)</td> <td>(平成 30 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針</td> <td>(平成 24 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について</td> <td>(平成 14 年 7 月 31 日)</td> </tr> <tr> <td>建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について</td> <td>(昭和 61 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第 2 巻</td> <td>(平成 12 年 9 月)</td> </tr> <tr> <td>日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成 29 年改訂版</td> <td>(平成 29 年 5 月)</td> </tr> <tr> <td>日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル</td> <td>(平成 7 年 11 月)</td> </tr> <tr> <td>日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第 2 版 (平成 26 年 1 月)</td> <td></td> </tr> </table>	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年度版)	(令和元年 7 月)	日本道路協会 道路土工要綱	(平成 21 年 6 月)	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説	(平成 4 年 12 月)	(削除)		日本道路協会 道路土工-擁壁工指針	(平成 24 年 7 月)	日本道路協会 道路土工-カルバート工指針	(平成 22 年 3 月)	日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年度版)	(平成 22 年 11 月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成 19 年 6 月)	日本道路協会 舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)	日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成 8 年度版)	(平成 8 年 10 月)	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編)	(平成 30 年 3 月)	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)	(平成 30 年 3 月)	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針	(平成 24 年 6 月)	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成 14 年 7 月 31 日)	建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和 61 年 6 月)	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第 2 巻	(平成 12 年 9 月)	日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成 29 年改訂版	(平成 29 年 5 月)	日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル	(平成 7 年 11 月)	日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第 2 版 (平成 26 年 1 月)		
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成 28 年度版)	(平成 28 年 6 月)																																																																																	
日本道路協会 道路土工要綱	(平成 21 年 6 月)																																																																																	
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説	(平成 4 年 12 月)																																																																																	
日本道路協会 道路土工-施工指針	(平成 21 年 6 月)																																																																																	
日本道路協会 道路土工-擁壁工指針	(平成 24 年 7 月)																																																																																	
日本道路協会 道路土工-カルバート工指針	(平成 22 年 3 月)																																																																																	
日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)																																																																																	
日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年度版)	(平成 22 年 11 月)																																																																																	
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成 19 年 6 月)																																																																																	
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)																																																																																	
日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成 8 年度版)	(平成 8 年 10 月)																																																																																	
土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編)	(平成 25 年 3 月)																																																																																	
土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)	(平成 25 年 3 月)																																																																																	
土木学会 コンクリートのポンプ施工指針	(平成 24 年 6 月)																																																																																	
国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成 14 年 7 月 31 日)																																																																																	
建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和 61 年 6 月)																																																																																	
全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第 2 巻	(平成 12 年 9 月)																																																																																	
日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成 29 年改訂版	(平成 29 年 5 月)																																																																																	
日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル	(平成 7 年 11 月)																																																																																	
日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第 2 版 (平成 26 年 1 月)																																																																																		
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年度版)	(令和元年 7 月)																																																																																	
日本道路協会 道路土工要綱	(平成 21 年 6 月)																																																																																	
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説	(平成 4 年 12 月)																																																																																	
(削除)																																																																																		
日本道路協会 道路土工-擁壁工指針	(平成 24 年 7 月)																																																																																	
日本道路協会 道路土工-カルバート工指針	(平成 22 年 3 月)																																																																																	
日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)																																																																																	
日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年度版)	(平成 22 年 11 月)																																																																																	
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成 19 年 6 月)																																																																																	
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)																																																																																	
日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成 8 年度版)	(平成 8 年 10 月)																																																																																	
土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編)	(平成 30 年 3 月)																																																																																	
土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)	(平成 30 年 3 月)																																																																																	
土木学会 コンクリートのポンプ施工指針	(平成 24 年 6 月)																																																																																	
国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成 14 年 7 月 31 日)																																																																																	
建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和 61 年 6 月)																																																																																	
全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第 2 巻	(平成 12 年 9 月)																																																																																	
日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成 29 年改訂版	(平成 29 年 5 月)																																																																																	
日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル	(平成 7 年 11 月)																																																																																	
日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第 2 版 (平成 26 年 1 月)																																																																																		